

個人情報の保護に関する細則

平成25(2013)年11月16日 理事会制定

平成31(2019)年4月11日 理事会改定

(総則)

第1条 公益社団法人日本医学物理学会(以下「本会」という)は、定款第3条の目的ならびに第4条の事業を円滑に遂行するために、業務上知り得た、個人に関する氏名、生年月日等により特定の個人を識別することができる情報(以下「個人情報」という)は、個人の権利と利益を保護する個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という)その他関係する法令に基づき管理し、その運用に必要な事項について、定款による以外はこの細則による。

(適用範囲)

第2条 この細則は、個人情報の管理体制の維持・管理を基本とし、個人情報の収集から利用に至る事項、委託先の監督、第三者提供の制限など、個人情報の保護に関するあらゆる必要事項について適用する。

2. 定款第4条に定める事業を遂行するにあたり、事業に関連した会員以外(以下「非会員」という)の個人情報についても適用する。

(管理体制)

第3条 個人情報保護法その他関係する法令等を遵守するため、個人情報の統括保護責任者は副会長が担当し、保護管理者として総務担当理事が当たるものとする。

(個人情報の収集と範囲)

第4条 本会は入会を希望するものに対しその利用目的を明示し、入会を希望するものは登録に関する細則を承諾したものとし、本会は登録された会員の情報を個人情報として取扱う。

2. 役員、委員など、事業遂行のために本会より委嘱を受けた会員にあっては、その委嘱を受ける時点においてその利用目的を理解し、利用を承諾したとして取り扱う。

(正確性の確保と訂正)

第5条 会員の個人情報は絶えず最新の状態に保つよう、適宜情報の訂正要請を会員へ通知し、正確性の確保に努めなければならない。

2. 会員から、個人情報の確認・訂正等を要請された場合には、合理的かつ必要な範囲内において速やかに対応しなければならない。

3. 本会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人情報は、保護管理者の責任において確実、かつ速やかに破棄または削除するものとする。

(個人情報の利用)

第6条 個人情報を利用するにあたっては、第1条に記載のとおり本会の目的・事業遂行の範囲内でのみ利用することとし、その範囲を超えた利用は行わないこととする。

2. 法令に基づく要請等、正当な理由がある場合には個人情報を第三者に提供し、協力することができる。

3. 会員ならびに非会員は、本会が法令の義務規定に違反していることが判明したときは、本人の個人情報の利用停止または消去を求めることができる。
4. 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知、又は公表しなければならない。

(個人情報の開示)

- 第 7 条 収集された個人情報のうち、性別、生年月日、学歴、学位、職種の開示は行わない。
2. 会員などの個人データは、承諾を得た範囲内において本会が発行する会員名簿に掲載することができる。
 3. 個人情報のうち、特定個人を識別できない方法により、個人情報を統計データとして開示することができる。
 4. 本会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面または口頭により、その開示の申し出があったときは、身分証明書等により本人であることを確認のうえ、開示(当該本人が識別される個人情報を保有していないときにその旨を知らせることを含む。)するものとする。

(委託先の監督)

- 第 8 条 学会誌等の発送、インターネット関連の情報管理および学術大会での対応など、定常的に会員情報を利用するにあたっては、6条の利用範囲内で個人情報を個人情報取扱事業者等に委託することができる。
2. 前項にあるような定常的な委託先については、理事会の事前承認を必要とし、委託先へは個人情報保護法その他関係する法令を遵守し個人情報を厳重に管理することを文書をもって義務付け、監督しなければならない。

(第三者提供の制限)

- 第 9 条 法令による場合を除き、会員ならびに非会員の個人情報を予め本人の同意を得ずならびに理事会の承認なく第三者に提供・開示することはできない。
2. 前条において個人データの取扱いを委託する場合(例えば、会誌の配送を委託した会社に名前と宛先を知らせる場合等)の委託先は前項の第三者にはあたらない。

(安全管理処置)

第 10 条 総務担当理事ならびに事務局職員は、個人情報を厳重に管理し、不正アクセス・紛失・破壊・改ざん・漏洩等に対する予防処置および安全対策を講じなければならない。

(学会内体制の継続的見直し)

第 11 条 副会長は、個人情報の取扱いに関する実態を把握し、必要により管理体制について、有効かつ適切な改善を務める。

(会員情報の取扱いに関する窓口)

第 12 条 会員情報に関する苦情等の問合せ窓口は、学会事務局とする。

(担 務)

第 13 条 この細則に関する担務は、総務委員会とする。

附 則

1. この細則は理事会の議決により改定することができる。
2. この細則は平成31(2019)年4月11日より適用する。